

平成30年第5回臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成30年4月19日（木曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	4月19日 13時00分 島袋義範議長宣言			
閉 会	4月19日 13時14分 島袋義範議長宣言			
出 席 議 員 (応 招 議 員)	1	島 袋 義 範 議 員	7	渡久地 政 雄 議 員
	2	島 袋 勉 議 員	8	亀 里 敏 郎 議 員
	3	山 城 善 彦 議 員	9	知 念 一 邦 議 員
	5	内 間 広 樹 議 員	10	名 嘉 實 議 員
	6	知 念 一 吉 議 員	11	内 田 竹 保 議 員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島袋 裕次 君 主 査 蔵 下 慎 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島 袋 秀 幸 君	副 村 長	名 城 政 英 君
	教 育 長	宮 里 徳 成 君	総 務 課 長	内 間 常 喜 君
	政策調整室長	宮 城 弘 和 君		
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

平成30年第5回伊江村議会臨時会議事日程（第1号）

平成30年4月19日（木）午後1時00分 開 会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名（9番 知念一邦議員・10番 名嘉 實議員）
第2		会期決定の件
第3	意見書第5号	在沖米軍によるパラシュート高高度降下訓練中におけるフェンス外へのパラシュートの落下事故に対する意見書（案）
第4	決議第4号	在沖米軍によるパラシュート高高度降下訓練中におけるフェンス外へのパラシュートの落下事故に対する抗議決議（案）
第5		閉会中の議員派遣について

○ 議長 島袋義範君

ただいまから、平成30年第5回伊江村議会臨時会を開会いたします。

(開会時刻13時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって9番 知念一邦議員、10番 名嘉 實議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3 意見書第1号 在沖米軍によるパラシュート高高度降下訓練中におけるフェンス外へのパラシュートの落下事故に対する意見書(案)を議題といたします。

本案は、提出者 渡久地政雄議員、賛成者 亀里敏郎議員から提出されております。

本案について提案理由の説明を求めます。7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地 政 雄 議員

意見書を申し上げます前に、提案理由を申し上げます。

意見書第1号 在沖米軍によるパラシュート高高度降下訓練中におけるフェンス外へのパラシュートの落下事故に対する意見書(案)、提出の提案理由を説明いたします。

御承知のとおり、4月3日、午後6時20分ごろに、在沖米軍所属のパラシュート高高度降下訓練中に、隊員1人のパラシュートが開かず、切り離れたところ、メインのパラシュートが米軍提供施設外の牧草地へ落下をした。18日の議会運営委員会で意見書(案)が採択されましたので、本臨時会において提案するものである。読み上げて説明いたします。

意見書第1号 在沖米軍によるパラシュート高高度降下訓練中におけるフェンス外へのパラシュートの落下事故に対する意見書(案)

4月3日午後6時20分頃、在沖米軍によるパラシュート高高度降下訓練中において、隊員のパラシュートが開かず、切り離れたパラシュートがフェンスから約150m離れた提供施設外の牧草地に落下した。落下した場所から民家は、わずか50mしか離れておらず、付近は農作業に従事する方や車両が往来する場所であり一歩間違えば大惨事となる可能性もあった。特に今回は提供施設外への落下であり、断じて許されるものではない。昨年11月16日にはパラシュート降下訓練中の米兵2人が強風に煽られ民家から約350m離れた提供施設内の牧草地に落下した。

伊江村議会は、度重なるパラシュート落下事故及び在沖米軍による事件・事故に対し、これまで幾度となく再発防止を強く要請してきたにもかかわらず、今回の事故が発生したことは極めて遺憾であると同時に、米軍の認識の甘さと米兵に対する安全教育、徹底指導がなされていないことを証明するものであり、強い憤りを感じる。

よって、本村議会は村民の尊い生命及び財産、安全・安心な生活を守る立場からフェンス外へのパラシュート落下事故に厳重に抗議するとともに、本事故の原因究明と再発防止を強く要求する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成30年4月19日、沖縄県国頭郡伊江村議会。

あて先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省特命全権大使、沖縄防衛局長。以上です。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

(休憩時刻13時04分)

再開します。

(再開時刻13時07分)

質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております意見書第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって意見書第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから意見書第1号 在沖米軍によるパラシュート高高度降下訓練中におけるフェンス外へのパラシュートの落下事故に対する意見書(案)を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって意見書第1号 在沖米軍によるパラシュート高高度降下訓練中におけるフェンス外へのパラシュートの落下事故に対する意見書(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第4 決議第1号 在沖米軍によるパラシュート高高度降下訓練中におけるフェンス外へのパラシュートの落下事故に対する抗議決議(案)を議題とします。

本案は、提出者 亀里敏郎議員、賛成者 渡久地政雄議員から提出されております。

本案について提案理由の説明を求めます。8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀 里 敏 郎 議 員

決議第1号 在沖米軍によるパラシュート高高度降下訓練中におけるフェンス外へのパラシュートの落下事故に対する抗議決議(案)、提出の提案理由を説明いたします。

先ほど申し上げました意見書同様の提案理由であり、本臨時会に提案するものであります。読み上げて説明をいたします。

決議第1号 在沖米軍によるパラシュート高高度降下訓練中におけるフェンス外へのパラシュートの落下事故に対する抗議決議(案)

4月3日午後6時20分頃、在沖米軍によるパラシュート高高度降下訓練中において、隊員のパラシュートが開かず、切り離れたパラシュートがフェンスから約150m離れた提供施設外の牧草地に落下した。落下した場所から民家は、わずか50mしか離れておらず、付近は農作業に従事する方や車両が往来する場所であり一歩間違えば大惨事となる可能性もあった。特に今回は提供施設外への落下であり、断じて許されるものではない。昨年11月16日にはパラシュート降下訓練中の米兵2人が強風に煽られ民家から約350m離れた提供施設内の牧草地に落下した。

伊江村議会は、度重なるパラシュート落下事故及び在沖米軍による事件・事故に対し、これまで幾度となく再発防止を強く要請してきたにもかかわらず、今回の事故が発生したことは極めて遺憾であると同時に、米軍の認識の甘さと米兵に対する安全教育、徹底指導がなされていないことを証明するものであり、強い憤りを感じる。

よって、本村議会は村民の尊い生命及び財産、安全・安心な生活を守る立場からフェンス外へのパラシュート落下事故に厳重に抗議するとともに、本事故の原因究明と再発防止を強く要求する。

以上、決議する。平成30年4月19日、沖縄県国頭郡伊江村議会。

あて先 駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事。

以上です。御審議のほどお願いします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております決議第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって決議第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから決議第1号 在沖米軍によるパラシュート高高度降下訓練中におけるフェンス外へのパラシュートの落下事故に対する抗議決議（案）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって決議第1号 在沖米軍によるパラシュート高高度降下訓練中におけるフェンス外へのパラシュートの落下事故に対する抗議決議（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第5 閉会中の議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。

閉会中の議員派遣について、別紙のとおり派遣することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中の議員派遣については、別紙のとおり決定いたしました。

次にお諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容については、今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一任願いたいと思えますが、御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の内容に変更を要するときは、その取り扱いについては議長に一任することに決定いたしました。

次にお諮りします。本臨時会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第5回伊江村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻13時14分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 島 袋 義 範

署名議員（9番） 知 念 一 邦

署名議員（10番） 名 嘉 實